ニ　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に掲げる設備とみなす。

ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧認定の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧法第六条第四項に規定する変更の認定（以下「旧変更認定」という。）（当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十八円	十年間
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十一円	十年間
三	出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　前項の表中の「備考」に同じ。			

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧認定の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更（当該変更が十キロワット以上かつ当該設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。以下「大幅な出力変更」という。）に限る。）の認定又は平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備の出力が十キロワット以上のものにあっては、当該設備に係る太陽電池の製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。以下「太陽電池に係る変更」という。）の認定

ロ　当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十七円	十年間
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十円	十年間
三	出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　第一項の表中の「備考」に同じ。			

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る旧法第三条第二項に規定する特定供給者（次項において「旧特定供給者」という。）による接続契約の締結（当該契約の申込みの内容を記載した書面が当該契約に係る一般送配電事業者等により平成二十七年三月三十一日までに受領されている場合を除く。次項において同じ。）の日

二　旧変更認定（次に掲げる変更の認定に限る。次項において「旧太陽電池等変更認定」という。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）

(1)　当該設備の出力が十キロワット以上のものにあっては、太陽電池に係る変更の認定

(2)　当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（平成二十七年三月三十一日までに当該変更の認定を申請した場合、出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）